

別表第4

	種 目	障害及び程度	対象年齢 (原則)	価 格 (円)	備 考	耐用 年数
	洗浄機能付便座	上肢機能障害のある者であって福祉事務所長が給付を適切であると判断した者	年齢制限なし	50,000	上置式(便器一体型を除く)であって、障害者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは住宅改修費と同時申請が認められる場合のみ可	5年
重複不可	特殊マット(防水マット) ★	寝たきりの状態である者であって福祉事務所長が給付を適切であると判断した者	年齢制限なし	24,600	失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの	3年
	床ずれ防止用具 ★	寝たきりの状態である者であって福祉事務所長が給付を適切であると判断した者	年齢制限なし	102,000	エアマット(空気圧の切り替えにより体圧分散を行うもの)または除圧マット(ウレタンフォーム等の特殊な素材または構造により体圧分散を行うもの)で、褥瘡を防止できる機能を有するもの	5年
重複不可	特殊寝台 ★	寝たきりの状態である者であって福祉事務所長が給付を適切であると判断した者	年齢制限なし	154,000	使用者の頭部または脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するものまたは高さ調節が可能なもの	8年
	特殊尿器 ★	自力で排尿できない者であって福祉事務所長が給付を適切であると判断した者	年齢制限なし	67,000	尿が自動的に吸引されるもので、障害者または介護者が容易に使用し得るもの	5年
	体位変換器 ★	寝たきりの状態である者であって福祉事務所長が給付を適切であると判断した者	年齢制限なし	15,000	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年
	入浴補助用具 ★	入浴に介助を要する者であって福祉事務所長が給付を適切であると判断した者	年齢制限なし	90,000	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者または介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。  ※用具の種類が異なれば、最初の支給決定日から5年間で合計90,000円を上限とし、複数回申請可	5年
重複不可	移動用リフト ★	下肢又は体幹機能に障害のある者であって福祉事務所長が給付を適切であると判断した者	年齢制限なし	159,000	昇降座いす ただし住宅改修を伴うもの及び階段昇降機能を含むものを除く。	4年
		上記のものうち機器の設置・稼動スペースを確保できる者	3才以上	250,000	可動型、固定型又は据置型で、介護者が障害者を移動させるにあたって、容易かつ安全に操作し得るもの。ただし、昇降座いす、天井走行型その他住宅改修を伴うもの及び階段昇降機を除く。	

	種 目	障害及び程度	対象年齢 (原則)	価 格 (円)	備 考	耐用 年数
	歩行支援用具 ★	下肢が不自由な者であって福祉事務所長が給付を適切であると判断した者	年齢制限なし	60,000	概ね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く  ※用具の種類が異なれば、最初の支給決定日から8年間で合計60,000円を上限とし、複数回申請可	8年
	住宅改修費 ★	下肢又は体幹機能に障害のある者であって福祉事務所長が給付を適切であると判断した者	年齢制限なし	200,000	以下に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費 ①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修  (※1)改修箇所が異なれば、合計200,000円を上限とし、複数回申請可  (※2)上記(※1)の改修後なお下肢または体幹機能障害が著しく悪化し再度住宅改修が必要と認められる場合、又は転居し住所が変わった場合は、新たに合計200,000円を上限とする	—
	ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者であって福祉事務所長が給付を適切であると判断した者	年齢制限なし	36,000 ※電気式たん吸引器との両用器については、 72,500	障害者が容易に使用し得るもの	5年
重複不可	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者であって福祉事務所長が給付を適切であると判断した者	年齢制限なし	56,400  ※ネブライザーとの両用器については、 72,500	障害者が容易に使用し得るもの	5年
	手動式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者であって福祉事務所長が給付を適切であると判断した者	年齢制限なし	3,800 (月額)	障害者が容易に使用し得るもの 価格は換えゴム等の付属品を含む月額であること	—

	種 目	障害及び程度	対象年齢 (原則)	価 格 (円)	備 考	耐用 年数
	火災警報機	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯であって福祉事務所長が給付を適切であると判断した者	年齢制限 なし	15,500 (1世帯につき2台を限度とする)	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年
	自動消火器	上記に同じ	年齢制限 なし	28,700	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器を常時必要とする者であって福祉事務所長が給付を適切であると判断した者	年齢制限 なし	36,000	動脈血中の酸素飽和度を測定できるものであって、障害児・者が容易に使用し得るもの	5年